

陳情第5号

流山市特別職員の給与及び費用弁済に関する条例の改正を求める陳情書

(趣旨)

現行の特別職員の給与の支給方法は一般職員の支給方法に準拠するとなっているが、特別職員は一般職とは異なって時間に制限が無い為、むしろ一般職員の給与支給方法に準拠するのではなくむしろ同じ特別職である議員と同様の報酬(基本給)に準拠する方式がすべてを勘案した結果望ましい。実際に千葉県では鎌ヶ谷市、我孫子市、習志野市、市川市の様に、特別職員の給与は、給料として報酬扱いと条例で定めてあることから、流山市も費用対効果を考慮した上で条例を改正し、特別職員と一般職員との区別を明確にすべきと考えます。

(項目)

- 1 現行の基本給+地域手当、期末手当から条例改正にて基本給を報酬と期末手当に改める
- 2 特別職報酬等審議会の開催を市長の諮問から独立の上毎年開催する様に(年2回)

令和3年6月4日

陳情者

[Redacted signature area]

流山市議会議長 森 亮二 様